余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和３年７月15日から令和４年３月18日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和３年７月14日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和55年４月２日以降に生まれた者とする。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑼　②工事は、契約から工事開始までに余裕工期を見込んだ工事である。従って、余裕期間は工事準備等の行為も含め工事現場は不稼働の状態とする。

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒁　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒂　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒃　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒄　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。

⒅　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒆　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒇　本工事は、「平成31年度熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成31年４月１日以降に入札書提出期限日を設定している工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

(21)　本工事は、「港湾請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

【共通仮設費：1.1　現場管理費：1.1】

(22)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(23)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(24)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

なお、特定建設工事共同企業体については、本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合は全て同じ組み合わせで申請をすること。（別の組み合わせ又は一部を単体で申請した場合は、欠格とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における令和３・４年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用したサンドコンパクションパイル工法による改良長10m以上の地盤改良工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用した地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用したサンドコンパクションパイル工法による改良長10m以上の地盤改良工事

さらに、他の構成員は、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用した地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点